

台湾の長期介護サービス法

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 台湾の介護制度

- 1 介護サービスの概況
- 2 「介護 10 か年計画」の要点
- 3 介護制度の3段階発展構想

II 長期介護サービス法

- 1 審議経過
- 2 構成
- 3 主な内容
- 4 現行制度との比較

おわりに

翻訳：長期介護サービス法

はじめに

台湾では近年、少子高齢化が急速に進んでいる。台湾の65歳以上人口は年々増加し、2014年末現在、280万8690人に達した。また、65歳以上人口の総人口に占める割合は、1993年に7%を超え、その後も2000年には8.62%、2005年には9.74%、2010年には10.74%、2014年には11.99%と上昇を続けている。⁽¹⁾

高齢化が今後さらに加速すると見込まれる中で、台湾では、介護制度の整備が大きな政策課題となっている。台湾行政院は2007年4月、介護政策の基本方針を定めた「我が国の長期介護10か年計画」⁽²⁾（以下「介護10か年計画」という。）を策定した。それに加えて、2013年には「長期介護サービス網計画」⁽³⁾（以下「介護サービス網計画」という。）も策定

(1) 「暦年全国人口統計資料 A 戸数・人口数及遷入・遷出 06 三階段人口及扶養比」内政部戸政司全球資訊網〈http://www.ris.gov.tw/zh_TW/346〉この統計によれば、2014年末現在、台湾の総人口は2343万3753人、0～14歳人口の総人口に占める割合は13.99%、15～64歳人口の総人口に占める割合は74.03%である。以下、インターネット情報は2015年10月8日現在である。

(2) 「我國長期照顧十年計畫摘要本（核定本）」衛生福祉省ホームページ〈http://www.mohw.gov.tw/MOHW_Upload/doc/%E6%88%91%E5%9C%8B%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E5%8D%81%E5%B9%B4%E8%A8%88%E7%95%AB%E6%91%98%E8%A6%81%E6%9C%AC_0003412000.pdf〉なお、同計画の中期計画として、2012年に「我國長期照顧十年計畫—101年至104年中程計畫」が策定されている。〈[http://www.mohw.gov.tw/cht/DONAHC/DisplayFile.aspx?url=http://www.mohw.gov.tw/MOHW_Upload/doc/%E6%88%91%E5%9C%8B%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E5%8D%81%E5%B9%B4%E8%A8%88%E7%95%AB_0003411000.doc&name=%E6%88%91%E5%9C%8B%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E5%8D%81%E5%B9%B4%E8%A8%88%E7%95%AB-101%E5%B9%B4%E8%87%B3104%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E7%A8%8B%E8%A8%88%E7%95%AB_0003411000.doc](http://www.mohw.gov.tw/cht/DONAHC/DisplayFile.aspx?url=http://www.mohw.gov.tw/MOHW_Upload/doc/%E6%88%91%E5%9C%8B%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E5%8D%81%E5%B9%B4%E8%A8%88%E7%95%AB_0003411000.doc&name=%E6%88%91%E5%9C%8B%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E5%8D%81%E5%B9%B4%E8%A8%88%E7%95%AB-101%E5%B9%B4%E8%87%B3104%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E7%A8%8B%E8%A8%88%E7%95%AB_0003411000.doc&name=%E6%88%91%E5%9C%8B%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E9%A1%A7%E5%8D%81%E5%B9%B4%E8%A8%88%E7%95%AB-101%E5%B9%B4%E8%87%B3104%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E7%A8%8B%E8%A8%88%E7%95%AB_0003411000.doc)〉

(3) 「長期照顧服務網計畫（第一期）—102年至105年（核定本）」衛生福祉省ホームページ〈http://www.mohw.gov.tw/MOHW_Upload/doc/%E9%95%B7%E6%9C%9F%E7%85%A7%E8%AD%B7%E6%9C%8D%E5%8B%99%E7%B6%B2%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%9C%9F102%E5%B9%B4%E8%87%B3105%E5%B9%B4_%E6%A0%B8%E5%AE%9A%E6%9C%AC_0042566001.pdf〉

された。一方、法整備に関しても検討が続けられてきた。その中心となるのが長期介護サービス法⁽⁴⁾と長期介護保険法⁽⁵⁾の制定である。前者は介護サービス全体の枠組みについて、後者は介護保険制度の導入について定める。いずれも今後、介護制度の体系的な整備を進めていく上での法的基盤と位置付けられるものである。

2015年5月15日、立法院で長期介護サービス法が可決、成立し、同6月3日に公布された。本稿では、長期介護サービス法について、制定に至る経緯と主な内容を紹介し、同法の全文を訳出する。

なお、台湾で「長期介護」とは、6か月以上要介護状態にある者に対する介護のことをいうが、法律名等を除き、本稿ではこれを「介護」と略する。本稿で述べる「介護」は、全て「長期介護」の意味で用いている。

I 台湾の介護制度

1 介護サービスの概況

台湾において高齢者介護は、従来、老人福祉法を根拠法として施策が進められてきた。また、1995年に実施された全民健康保険には在宅看護に対する保険給付があり、その枠組みで在宅の要介護高齢者に医療関連の介護サービスが提供されてきた。一方、障害者に対する介護サービスは、心身障害者権利利益保障法に基づいている。

台湾では伝統的に家庭での介護が重視されてきた。しかし、近年、少子高齢化が急速に進み、家庭の介護負担が深刻化している。その一方、介護関連施設等の整備は十分ではなく、地域格差も目立っている。このような状況の下、在宅介護の担い手として外国人介護労働者を雇用する家庭が増えている。外国人介護労働者の国籍は、インドネシア、フィリピン等を中心とし、現在その数は約20万人に達している⁽⁶⁾。

政府は現在、介護サービスの体系的な制度整備を目指し、2007年に策定された「介護10か年計画」を基本方針として、各種の関連施策の実施を急いでいる。介護が必要な高齢者、障害者は約80万人とされ、その全員に等しく必要な介護サービスを提供することを目標としている。ただ、そこには財源問題という大きな壁がある。従来、台湾の介護サービスは基本的に税財源が用いられてきたが、政府は今後、介護保険制度の導入を目指している。⁽⁷⁾

2 「介護10か年計画」の要点

2007年に策定された「介護10か年計画」は、国の介護体系を整備拡充し、心身の機能に障害を持つ者が生活の自立性と質を向上させ、尊厳と自主性を維持できるよう適切なサービスを保障することを基本目標とする。具体的には、個人のニーズに合ったサービスの保障、家庭での介護負担の軽減、各種介護サービスの効率的実施と管理の合理化、介護サービス利用者への政府補助、安定的な財源確保のための国民負担などについて定めている。

(4) 「長期照顧服務法」『總統府公報』7196号, pp.2-20. <<http://www.president.gov.tw/Portals/0/Bulletins/paper/pdf/7196.pdf>>

(5) 2015年6月4日、立法院に法案が提出された。

(6) 外国人介護労働者が高齢者や障害者を虐待する事件も発生している。

(7) 台湾における介護制度の概要と最近の動きについては、次の文献を参照。小島克久「第8章 台湾・シンガポールの介護保障」増田雅暢編著『世界の介護保障 第2版』法律文化社, 2014, pp.154-170; 同「第4章 台湾」増田雅暢・金貞任編著『アジアの社会保障』法律文化社, 2015, pp.81-107; 同「台湾における介護保障の動向」『健保連海外医療保障』No.106, 2015.6, pp.1-12. <https://www.kenporen.com/include/outline/pdf_kaigai_iryō/201506_No106.pdf>

計画における介護の対象は、高齢者人口の急増、財政負担の限界等を勘案し、① 65 歳以上の高齢者、② 55 ～ 64 歳の山岳地域の先住民、③ 50 ～ 64 歳の心身障害者、④ 手段的日常生活動作能力 (Instrumental Activities of Daily Living: IADL) 喪失の独居老人と定められている。サービス対象となる要介護者数は、2007 年には 245,511 人、2010 年には 270,325 人、2015 年には 327,185 人、2020 年には 398,130 人と推計されている。

サービス項目は、①介護サービス (在宅、通所等を含む)、②訪問看護、③リハビリ (在宅・通所)、④介助用具の購入・賃借及び住宅バリアフリー化の補助、⑤配食サービス、⑥一時預かりサービス、⑦交通送迎サービス、⑧介護施設入居費用の補助に分類され、現物給付 (サービス提供) を主、現金給付を従とする。経費に関しては、障害の程度 (3 段階) と所得状況に応じて、政府補助と個人負担の割合が定められる。

3 介護制度の 3 段階発展構想

台湾政府は、介護制度の発展を次のように 3 段階に分けて構想している⁽⁸⁾。

【第 1 段階】「介護 10 か年計画」の策定

介護サービスモデルの構築と量的拡大の時期。2008 年開始。

【第 2 段階】「介護サービス網計画」の策定

介護サービス体系の法的基盤となる長期介護サービス法の制定。サービスの普及とネットワーク化。

【第 3 段階】長期介護保険法の制定

長期介護サービス法施行後、直ちに長期介護保険法を制定、施行。セーフティネットの完成。

II 長期介護サービス法

1 審議経過

長期介護サービス法案は、2011 年 3 月 31 日に立法院に提出されたが、審議はなかなか進まなかった。その主な理由は与野党間の意見の対立であり、特に介護サービス発展基金など財源問題が議論の焦点となった。法案には多くの修正が加えられ、提出から 4 年以上経過した 2015 年 5 月 15 日に立法院で可決され、成立した。可決後、立法院では 11 項目から成る附帯決議が全会一致で採択された⁽⁹⁾。

法律は 2015 年 6 月 3 日に公布され、公布の日から 2 年後に施行される。

(8) 「我國長期照顧十年計畫—101 年至 104 年中程計畫」 pp.1-2. 前掲注 (2) 参照。

(9) 11 項目の附帯決議の内容は以下のとおり。①介護人員の訓練・認証において、外国籍の個人介護者の言語能力や就業年数に配慮する、②介護人員の継続教育訓練の内容に、ジェンダー、伝染病、職業病、民族文化等に関する知識を含める、③要介護者の生活の質の向上に資するため、家庭介護者支援サービスを拡充する、④要介護認定の迅速化のため必要な措置を講じ、1 か月以内の認定を原則とする、⑤定期的なニーズ調査と人口比に基づく資源の適正配分、年度ごとのサービス計画策定等により、介護サービスの均衡ある発展を図る、⑥衛生福祉省は、全国規模の介護ホットラインを設置・運営する、⑦外国籍の家庭介護労働者の資格条件の緩和等により、障害者の介護保障を実現する、⑧老人福祉法、心身障害者権利利益保障法、看護師法、精神衛生法、国軍退役軍人援護条例等の関係法規との連携メカニズムを、施行日から 1 年以内に策定する、⑨法に定める介護サービスの枠組みを実現するため、行政院は財源及びサービスの準備を 2 年以内に完了させる、⑩介護サービス体系は、医療看護体系と一体化したものと構築しなければならない、⑪介護サービス発展基金に充てるたばこ製品健康福祉賦課金について、衛生福祉省は、たばこ煙害防止法第 4 条に従い、介護サービス財源としての配分比率を定める規則改正を行い、長期介護サービス法の通過後 3 か月以内に立法院での審議に付さなければならない。「院會紀錄」『立法院公報』104 卷 41 期, pp.116-117. (<http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lypdf.txt?10404101;0116;0121>)

2 構成

長期介護サービス法の構成は、第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：介護サービス及び介護体系（第8条～第17条）、第3章：介護人員の管理（第18条～第20条）、第4章：介護施設の管理（第21条～第41条）、第5章：介護サービス利用者の権利利益保障（第42条～第46条）、第6章：罰則（第47条～第60条）、第7章：附則（第61条～第66条）である。

3 主な内容

(1) 立法目的と適用範囲

体系的な介護サービスを構築し、介護と介護支援のサービスの質の確保、普遍的、多元的かつ負担可能なサービスの発展、介護サービス利用者と介護者双方の権利利益の保障を実現することを立法目的とし（第1条）、心身の能力を喪失した要介護状態が6か月以上持続する者に対する介護サービスについて定める（第3条）。

6か月以上要介護状態にある者は全員、介護サービスの提供対象となり、年齢、性別、婚姻状況、障害、疾病、階級、部族、宗教、国籍、居住地域等により差別されない（第1条第2項）。

(2) 提供される介護サービスの種類

介護サービスは提供方式により、①居宅型、②地域型、③施設宿泊型、④家庭介護者支援サービス、⑤その他に区分される（第9条）。基本的に、「介護10か年計画」で定められたサービス項目が踏襲されている。このうち、④家庭介護者支援サービスは、家庭での家族による介護の比重が大きく、その負担が重くなっているという台湾の実態を踏まえ、支援を強化するため特に設けられたものである（第13条）。

(3) 家庭での介護労働者に対する訓練

家庭での介護労働に従事している外国人介護労働者等が、台湾における介護サービスの重要な担い手となっていることを重視し、その訓練を制度的に実施することが定められた（第64条）。

(4) 介護サービス利用者の権利利益保障

介護施設の介護サービス提供に当たっての書面契約の締結義務（第42条）、介護サービス利用者の同意のない録画、録音、撮影等の禁止（第43条）、介護サービス利用者に対する遺棄、虐待、蔑視、違法な身体拘束等の禁止（第44条）などが定められている。また、介護業務上知り得た他人の秘密の漏洩禁止も定められた（第20条）。さらに、扶養義務者や法定代理人のいない施設宿泊型サービス利用者については、地方主管機関に当該利用者が受ける介護サービスの質を監督する義務があると定めている（第46条）。

(5) 地域格差の是正と人材資源開発

介護施設やサービスの地域格差や資源配置の不均衡を是正するため、定期的な実態調査の実施、介護関係施設及び人材の適正配置と人材開発の推進、介護サービス網の地域区分の合理化等が衛生福祉省の任務として明記された（第14条）。

(6) 介護サービス発展基金

介護サービスの整備拡充、人材育成、地域格差の是正等の財源として、政府予算、たばこ製品健康福祉賦課金、寄附収入等から成る120億台湾ドル⁽¹⁰⁾を下回らない介護サービス

(10) 当初の法案では90億台湾ドルとされていた。1台湾ドルは約3.83円（2015年10月分報告省令レート）。

発展基金を衛生福祉省が設置することが定められた（第15条）。

4 現行制度との比較

長期介護サービス法施行後、現行制度がどのように変わるかを示したのが次の表である。

表 台湾の長期介護サービス法の要点（現行制度との比較）

		現行制度	長期介護サービス法施行後
サービス対象		要介護者に対するサービスが中心。サービス利用者に65歳以上の年齢制限あり	サービス利用者に年齢制限なし。家庭での介護従事者への支援サービスも重視
家庭で働く外国人介護労働者	入国後の訓練機会	なし	あり
	雇用主	家庭	家庭又は介護施設
介護人員		一部に登録義務のないものあり	全員に訓練、認証、登録を義務化
介護施設の評価・情報提供		事業の所管官庁ごとに分散	統一の情報システムによる情報発信
複合型サービス		試行	本格実施
サービスの普及		規定なし	介護サービス発展基金による補助を実施
居宅・地域型サービス		大部分は非営利組織のみが提供可能	私人及び民間法人も許可を経て参入可能
施設宿泊型サービス		財団法人又は私人が設置	介護財団法人又は介護社団法人が設置
基金		1.5～6億台湾ドル/年の医療整備基金	5年以内に120億台湾ドルの介護サービス発展基金を設置（たばこ製品健康福祉賦課金からの配分あり）
サービス給付の財源		40億台湾ドル/年以上の予算支出	40億台湾ドル/年以上の予算支出（長期介護保険法施行後は介護保険による。保険規模は約1100億台湾ドル）

（出典）「長照政策專區 常見問題（Q & A）」衛生福祉省ホームページ（http://www.mohw.gov.tw/cht/LTC/DM1_P.aspx?f_list_no=903&fod_list_no=0&doc_no=50962）に基づき筆者作成。

おわりに

2015年6月4日、長期介護保険法案が立法院に提出された。しかし、野党民進党は介護保険ではなく税財源によるべきであると主張し⁽¹¹⁾、与野党の主張は大きく隔たっている。政府は長期介護保険法の2016年成立、2019年施行を目指しているが、見通しはまだ不透明である。

介護保険制度の導入には、保険料負担を求められる経済界の反発も強い⁽¹²⁾。120億台湾ドルの介護サービス発展基金についても、必要十分なサービスを行うには少額すぎるとの批判が少なくない⁽¹³⁾。長期介護サービス法で定められた介護サービスの実現は、介護保険制度による財源の確保を前提としている。台湾の介護制度改革において、長期介護保険法案が持つ意味は極めて大きい。

（おかむら しがこ）

(11) 「積極的に革新を進める 蔡英文：新しい「長期介護体系十年計画」を提出」2015.9.1. 民主進歩党ホームページ（日本語ページ）（<http://dppjapanese.blogspot.jp/2015/09/blog-post.html>）

(12) 「雇主分攤比率 工商團體反彈 長照過了財源…長保法問題大」『中國時報』2015.5.16.

(13) 「5年120億 家總嘆嘆不夠」同上

長期介護サービス法

長期照顧服務法

(総統令華総一義字第 10400064391 号 2015 年 6 月 3 日公布)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子 訳

【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 7 条)
- 第 2 章 介護サービス及び介護体系 (第 8 条～第 17 条)
- 第 3 章 介護人員の管理 (第 18 条～第 20 条)
- 第 4 章 介護施設の管理 (第 21 条～第 41 条)
- 第 5 章 介護サービス利用者の権利利益保障 (第 42 条～第 46 条)
- 第 6 章 罰則 (第 47 条～第 60 条)
- 第 7 章 附則 (第 61 条～第 66 条)

第 1 章 総則

第 1 条

健全な長期介護サービス体系を構築して長期介護サービスを提供し、介護及び支援のサービスの質を確保し、普遍的、多元的及び負担可能なサービスを発展させ、サービス利用者と介護者の尊厳及び権利利益を保障するために、特にこの法律を制定する。

長期介護サービスの提供は、サービス対象の性別、性的傾向、ジェンダー・アイデンティティ、婚姻、年齢、心身障害、疾病、階級、部族、信教、国籍及び居住地域により待遇を差別することがあってはならない。

第 2 条

この法律にいう主管機関は、中央にあっては衛生福祉省、直轄市にあっては直轄市政府、県（市）にあっては県（市）政府とする。

第 3 条

この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期介護（以下「介護」という。）とは、心身の能力を喪失した状態が 6 か月以上持続し、又は持続すると見込まれ、本人又はその介護者の必要により提供される生活支援、援助、社会参加、介護及び関係医療サービスをいう。
- (2) 心身障害者（以下「障害者」という。）とは、身体又は精神の機能の一部又は全部が失われ、日常生活において他人の援助が必要となっている者をいう。
- (3) 家庭介護者とは、家庭において障害者に対し規則的な介護を提供する主な親族又は家人をいう。
- (4) 介護サービス人員（以下「介護人員」という。）とは、この法律に定める訓練及び認証を経て、介護サービスの提供が可能な証明書を有する人員をいう。
- (5) 介護サービス施設（以下「介護施設」という。）とは、介護サービス又は要介護評価サービスの提供を目的とし、この法律の規定により設立される施設をいう。
- (6) 長期介護管理センター（以下「介護管理センター」という。）とは、中央主管機関

- が要介護評価及び関連サービスの提供を目的とする機関(組織)と指定するものをいう。
- (7) 介護サービス体系(以下「介護体系」という。)とは、介護人員、介護施設、財務及び関連資源の整備、管理及び仲介メカニズム等で構成されるネットワークをいう。
- (8) 個人介護者とは、個人として雇用され、障害者の家庭で介護業務に従事する者をいう。

第4条

次の各号に掲げる事項は、中央主管機関が所掌する。

- (1) 介護サービスの提供による全国的な介護政策、法規及び介護体系の策定に係る計画立案、制定及び広報
- (2) 直轄市・県(市)政府が実施する介護に対する監督及び協力に係る事項
- (3) 介護サービス利用者の権利利益保障の計画立案
- (4) 介護施設の整備及び奨励並びに第39条第3項の規則に定める中央主管機関が行うべき評価
- (5) 県・市を越えた介護施設の指導及び監督
- (6) 介護人員の管理、育成及び訓練の計画立案
- (7) 介護財源の計画立案、調達並びに介護経費の配分及び補助
- (8) 介護サービス情報システム及びサービスの質等の研究及び測定
- (9) 介護サービスの国際協力・交流並びにサービス革新の計画立案及び推進
- (10) 資源不足地域の介護サービス提供に係る調整義務
- (11) その他全国的介護サービスの企画及び監督指導

第5条

次の各号に掲げる事項は、地方主管機関が所掌する。

- (1) 介護サービスの提供、管轄内の介護政策及び介護体系の策定に係る計画立案、広報及び執行
- (2) 中央主管機関の制定した介護政策、法規及び関連計画の執行
- (3) 地方における介護サービス訓練の実施
- (4) 管轄内の介護施設の監督指導及び審査並びに第39条第3項にいう規則に定める地方主管機関が行うべき評価
- (5) 地方介護財源の計画立案、調達並びに介護経費の配分及び補助
- (6) 管轄内の発展困難又は資源不足の地域の介護施設に対する奨励
- (7) その他当該地方独自の介護サービス事項

第6条

この法律に定める事項が中央の各事業主管機関の所掌に関係するときは、その権限及び責任の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育主管機関：介護教育、人材育成並びに介護サービス利用者のスポーツ、運動場及び施設設備等に関する事項
- (2) 労働主管機関：介護人員及び個人介護者の労働条件、就業サービス及び職業安全衛生等の事項並びに医療以外の又は福祉業務資格を有する介護人員及び個人介護者の訓練、技能検定等に関する事項
- (3) 国軍退役軍人援護主管機関：退役軍人の介護等に関する事項
- (4) 建設・工務・消防主管機関：介護施設の建築管理、公共施設・建築物のバリアフリー環境及び消防安全等に関する事項
- (5) 先住民族事務主管機関：先住民族の介護に関する事項の調整及び連携並びに協力計

画及びその推進等に関する事項

(6) 科学技術研究事務主管機関：介護サービスに資する科学技術の研究開発、技術移転及び応用等に関する事項

(7) その他の事業主管機関：当該各機関に係る介護等に関する事項

第7条

主管機関は、その長を招集人として、長期介護関係の専門家、民間関係機関・団体代表、サービス利用者代表及び各事業主管機関代表を招集し、介護サービス、国内の介護人材資源の開発、費用の徴収・返還、介護人員の給与及び監督・審査等の介護関係事項について協力、研究、審議及び助言を行わせなければならない。

前項の代表のうち、関係専門家、民間関係機関・団体代表及びサービス利用者代表は、全体の3分の2を下回ってはならず、サービス利用者及び一方の性別の代表は、全体の3分の1を下回ってはならず、かつ、先住民代表又は先住民文化を熟知した専門家を少なくとも1名含めなければならない。

第2章 介護サービス及び介護体系

第8条

中央主管機関は、介護サービスの特に定める範囲を公告することができる。

住民が前項のサービスを申請するときは、介護管理センター又は直轄市・県（市）主管機関がこれを評価しなければならない。直轄市・県（市）主管機関は、評価結果によってサービスを提供しなければならない。

医療看護の介護サービスを受ける者については、医師が意見書を提出し、かつ介護管理センター又は直轄市・県（市）主管機関がその評価を行わなければならない。

第2項のサービスは、障害者の障害の程度及び当該家庭の経済状況により、主管機関が補助を提供しなければならない。その他の法令の規定により同様の性質のサービス補助を申請することができる者は、そのどちらかのみを選択することができる。

第2項及び第3項のサービスの評価は、専門の団体に実施を委託することができ、その評価の基準、方法、人員の資格条件及びその他の関係事項は、中央主管機関が公告する。

第4項の補助の金額又は比率は、中央主管機関が定める。

第9条

介護サービスは、その提供方式により、次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 居宅型：居宅に出向いてサービスを提供する。
- (2) 地域型：地域コミュニティに一定の場所及び施設を設置し、デイケア、家庭からの一時預かり、ショートステイ、グループホーム、小規模多機能及びその他複合型等のサービスを提供する。ただし、第3号のサービスは含まない。
- (3) 施設宿泊型：要介護者が宿泊する形で、24時間介護又は夜間宿泊等のサービスを提供する。
- (4) 家庭介護者支援サービス：家庭介護者のために提供する指定場所における又は家庭訪問等による支援サービス
- (5) その他中央主管機関の公告を経たサービス方式

前項のサービス方式は、介護施設が合同で提供することができる。

第1項第2号の地域コミュニティの複合型サービスについては、直轄市・県（市）主

管機関が地域代表、介護サービス提供者代表及び専門家を招集し、介護サービス及びその関連計画、地域複合型サービス区域の画定、地域介護サービスに係る地域人材資源開発、費用の徴収・返還、人員の給与、サービス項目、争議事件の調整等に関する事項を調整、審議及び助言させることができる。また、この場合、第7条の規定と併せて設置することもできる。

第10条

居宅型介護サービスのサービス項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体介護サービス
- (2) 日常生活介護サービス
- (3) 家事サービス
- (4) 飲食及び栄養サービス
- (5) 介助サービス
- (6) 必要な住宅設備改修サービス
- (7) 心理支援サービス
- (8) 緊急救援サービス
- (9) 医療看護サービス
- (10) 他の障害の誘発又は障害の程度の進行を予防するサービス
- (11) その他中央主管機関が認定した居宅で提供される介護関係サービス

第11条

地域型介護サービスのサービス項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体介護サービス
- (2) 日常生活介護サービス
- (3) ショートステイサービス
- (4) 飲食及び栄養サービス
- (5) 介助サービス
- (6) 心理支援サービス
- (7) 医療看護サービス
- (8) 交通送迎サービス
- (9) 社会参加サービス
- (10) 他の障害の誘発又は障害の程度の進行を予防するサービス
- (11) その他中央主管機関が認定した地域で提供される介護関係サービス

第12条

施設宿泊型介護サービスのサービス項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体介護サービス
- (2) 日常生活介護サービス
- (3) 飲食及び栄養サービス
- (4) 宿泊サービス
- (5) 医療看護サービス
- (6) 介助サービス
- (7) 心理支援サービス
- (8) 緊急医療サービス
- (9) 家族教育サービス

- (10) 社会参加サービス
- (11) 他の障害の誘発又は障害の程度の進行を予防するサービス
- (12) その他中央主管機関が認定した宿泊方式で提供される介護関係サービス

第 13 条

家庭介護者支援サービスの提供項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関連情報の提供及び仲介
- (2) 介護知識及び技能訓練
- (3) 一時休息サービス
- (4) 情緒支援及びグループサービスの仲介
- (5) その他家庭介護者の能力及び生活の質の向上に資するサービス

前項の支援サービスの申請、評価、提供及びその他の遵守事項は、中央主管機関が定める。

第 14 条

中央主管機関は、介護に関する資源及び需要の調査を定期的実施し、かつ、多元文化の特色及び離島・辺境地域の特殊事情を考慮し、介護サービス発展計画を策定し、及び必要な奨励・補助措置を講じなければならない。

中央主管機関は、介護資源の発展を均衡させるために介護サービス網の区分を行い、区域資源・サービス配置網及び資源投入体系並びに人材開発計画を策定することができ、かつ、資源過剰地域では介護施設の設置及び拡充を制限することができ、資源不足地域では介護サービス体系の健全化に関する事項の実施を奨励・補助しなければならない。

先住民族地域の介護サービス計画、介護サービス網及び人材開発の計画策定及び推進については、中央主管機関は、先住民族委員会と共同で定めなければならない。

中央主管機関は長期介護サービス革新に関する研究の実施を奨励・補助しなければならない。

第 1 項及び第 2 項にいう奨励・補助の項目、方法及び介護施設の設置又は拡充の制限、並びに第 2 項にいう介護サービス網の区分及び人材開発等の事項に関する規則は、中央主管機関が定める。

第 15 条

中央主管機関は、介護に関する資源の開発、サービスの質及び効率の向上並びにサービス及び人材資源の充実及び均衡を促進するために、介護サービス発展基金を設置しなければならない。

前項の基金の金額は、少なくとも 120 億台湾ドル⁽¹⁾とし、5 年以内に全額を計上する。

基金の出所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政府予算からの拠出
- (2) たばこ製品健康福祉賦課金
- (3) 寄附収入
- (4) 基金利子収入
- (5) その他の収入

基金の金額及び出所は、この法律の施行から 2 年後に見直さなければならない。

(1) 1 台湾ドルは約 3.83 円 (2015 年 10 月分報告省令レート)。

第 16 条

中央主管機関は、介護政策の見直しの根拠とするため、サービス利用者の介護管理、サービス人材管理、介護施設管理及びサービスの質等に関する情報システムを構築し、かつ、法に従い公開しなければならない。

主管機関及び各介護施設は、前項に必要な資料を提供しなければならない。

第 17 条

営利を目的としない介護施設が国の政策に協力するため公有非公用の不動産を使用する必要があるときは、個別案件として主管機関に対し、当該不動産の管理機関に通知し法に従って賃借を許可させるよう申請することができる。その賃借料の基準は、当該土地建物の当該年度の地価税及び家屋税の法定納税金額の合計額に基づく。

前項の土地で用地変更の手続が必要なものは、介護施設が主管機関に対し、関係機関に通知し規定に従って審査を行わせるよう申請する。

第 1 項にいう個別案件申請の手続、要件及びその他遵守事項に係る規則は、中央主管機関が定める。

第 3 章 介護人員の管理**第 18 条**

介護サービスの提供は、中央主管機関による介護サービス特定項目の公告を経て、介護人員が行わなければならない。

介護人員の訓練、継続教育、在職訓練の課程内容は、地域、民族集団、性別、特定疾病及び介護経験の差異を考慮しなければならない。

介護人員は、一定単位の継続教育及び在職訓練を受けなければならない。

介護人員の訓練、認証、継続教育の課程内容及び単位の認定並びに証明書有効期限及び更新等の事項に関する規則は、中央主管機関が定める。

第 19 条

介護人員は、介護施設への登録を経なければ、介護サービスを提供してはならない。ただし、前条第 4 項の訓練及び認証を完了し、かつ、その他の関係法令に従って登録された医療従事者及び福祉業務従事者であって、主管機関の同意を経た者を除く。

介護施設は、介護人員でない者に前条第 1 項にいう介護サービスを提供させてはならない。

第 1 項の登録内容に異動があったときは、異動があった日から 30 日以内に当該介護施設が所在地の主管機関に届け出なければならない。

第 1 項の登録の要件、手続、場所、サービス内容、資格の取消し・廃止、臨時支援及びその他遵守事項に関する規則は、中央主管機関が定める。

第 20 条

介護人員は、業務上知り又は有した他人の秘密を、法律の規定によることなく漏らしてはならない。

第4章 介護施設の管理

第21条

介護施設は、そのサービス内容により、次の各号に掲げるとおり分類する。

- (1) 居宅型サービス類
- (2) 地域型サービス類
- (3) 施設宿泊型サービス類
- (4) 総合型サービス類
- (5) その他中央主管機関が公告するサービス類

第22条

前条第3号並びに施設宿泊型サービスを提供する第4号及び第5号の介護施設は、財団法人又は社団法人（以下、併せて「介護施設法人」という。）によって設置しなければならない。

公立介護施設は、前項の規定を適用しない。

第1項にいう介護施設法人の設置、組織、管理及びその他遵守事項は、この法律の施行の日から1年以内に、別に法律で定める。

第23条

介護施設の設置、増設及び移転は、事前に主管機関に許可申請を行わなければならない。

第24条

介護施設の申請要件、設置基準、責任者資格並びにその設置、増設及び移転の申請手続、審査基準及び設置許可証明に記載すべき内容等の事項に関する規則は、中央主管機関が定める。

先住民族地域の介護施設の設置及び人員配置については、中央主管機関は、先住民族委員会との協議により定めなければならない。

第25条

介護施設の業務停止、廃業、業務再開又は許可証明記載事項の変更は、事実の発生した日から30日以内に主管機関に届け出なければならない。

前項の業務停止期間は、最長でも1年を超えてはならない。必要な場合は、期限を1年として、延長を1回申請することができる。期限を過ぎたときは、廃業手続を行わなければならない。

前項の廃業は、営業停止期間満了の日から30日以内に手続を行わなければならない。期限までに手続が行われなかったときは、主管機関は、その設置許可を取り消すことができる。

第1項及び第2項の申請手続及び審査等の事項に関する規則は、中央主管機関が定める。

第26条

政府機関（組織）が設置した介護施設は、介護施設名の前に当該政府機関（組織）の名称を附さなければならない。民間が設置したものは、介護施設名の前に私立の2字を附さなければならない。

介護施設は、その所在地において、その名称を前項の規定に従いはっきりと分かる字体で表示し、かつ、施設種別及びサービス内容を附記しなければならない。

第27条

介護施設でないものは、介護施設という名称を使用してはならない。

第 28 条

介護施設は、次の各号に掲げる名称を使用してはならない。

- (1) 同一の直轄市又は県（市）において、廃止許可証明を受け、又は既に主管機関から設置を許可された介護施設と同じ名称
- (2) 政府機関又はその他の公益団体と関係があると誤認されやすい名称

第 29 条

介護施設でないものは、介護サービスの広告を行ってはならない。

介護施設の広告の内容は、次の各号に掲げる事項に限る。

- (1) 介護施設の名称並びに第 26 条第 2 項に定める附記すべき事項、設置期日、許可証明番号、所在地、電話及び交通路線
- (2) 介護施設の責任者の氏名、学歴及び経歴
- (3) 介護人員の専門職及び技術職証書又はこの法律に定める証明書類の番号
- (4) サービス提供方式及びサービス時間
- (5) 営業停止、廃業、業務再開、移転及びその年月日
- (6) 主管機関の認可した料金基準
- (7) その他中央主管機関が公告により指定した掲載又は放送が可能な事項

第 30 条

介護施設は、業務責任者 1 名を置き、当該施設の業務に対し監督責任を負わせる。

前項の業務責任者の資格は、中央主管機関が定める。

第 31 条

介護施設の業務責任者が故あって業務を執行できないときは、業務責任者の資格に適合する者を指定して代理させなければならない。代理期間が 30 日を超えるときは、所在地の主管機関に届け出なければならない。

前項の代理期間は、1 年を超えてはならない。

第 32 条

中央主管機関は、介護体系、医療体系及び社会福祉サービス体系の連結メカニズムを策定し、有効な仲介及び複合型サービスをサービス利用者に提供しなければならない。

第 33 条

施設宿泊型サービス類の介護施設は、必要な医療サービスを速やかに引き継ぎ又は提供することができる医療機関と医療サービス契約を締結しなければならない。

第 34 条

施設宿泊型サービス類の介護施設は、公共損害賠償責任保険に加入し、介護サービス利用者の生命の安全を確保しなければならない。

前項の加入すべき保険の範囲及び金額は、中央主管機関が事業主管機関と協議して定める。

第 35 条

中央主管機関は、地方主管機関に対し、当該地域の所得、物価指数及びサービスの質等を参考として介護施設料金の参考情報を提供するよう指導しなければならない。

介護施設の有料費目及びその金額は、サービス提供施設の所在地の主管機関の認可を受けなければならない。変更するときも同様とする。

第 36 条

介護施設が費用を徴収するときは、有料費目及びその金額を明記した領収書を発行し

なければならない。

介護施設は、前条の利用料金規定に違反して、金額を超過させ又は無断で費目を設定してはならない。

第 37 条

介護施設は、その設置許可証明、利用料金、サービス項目及び主管機関が設けた苦情申立てルート等の情報を、施設内のはっきりと分かる場所に掲示しなければならない。

第 38 条

介護施設は、所属する登録済の介護人員を監督指導し、その提供する介護サービスに関する事項について記録を作成させなければならない。

前項の記録で医療看護に関する部分は、医事法規の規定により保存するものを除き、当該介護施設が少なくとも7年間保存しなければならない。

第 39 条

主管機関は、介護施設に対し指導、監督、審査、検査及び評価を行わなければならないが、必要なときは、あわせて、サービス関係資料を提供するよう通知することができる。介護施設は、必要な協力を提供しなければならないが、これを忌避し、妨害し、又は拒絶してはならない。

前項の評価結果は、公告しなければならない。

第1項の評価の対象、内容、方法及びその他関係事項の規則は、中央主管機関が定める。

第 40 条

主管機関は、次の各号に掲げる原則に従い、介護サービス品質基準を策定しなければならない。

- (1) サービス利用者を中心とし、かつ、適切なサービスを提供すること。
- (2) 情報の公開と透明性
- (3) 家庭介護者代表の参加
- (4) 多元的文化への配慮
- (5) 介護と生活の質の確保

第 41 条

介護施設が営業停止又は廃業するときは、介護サービス利用者に対しサービス利用に係る適当な仲介又は手配を行わなければならない。仲介又は手配ができなかったときは、主管機関が仲介及び手配を支援し、介護施設は、それに協力しなければならない。

介護施設が前項の規定に従い適当な仲介又は手配を行わなかったときは、地方主管機関は、これを強制することができる。

仲介を受けた介護施設は、主管機関に協力して必要な支援を提供しなければならない。

第 5 章 介護サービス利用者の権利利益保障

第 42 条

介護施設は、介護サービスを提供するとき、介護サービスの利用者、家族又は費用を支払う者と書面契約を締結しなければならない。

前項の契約書の書式及び内容について、中央主管機関は、定型化された契約書見本並びに記載すべき及び記載してはならない事項を定めなければならない。

第 43 条

介護サービス利用者の書面による同意を経ずに、当該利用者に対する録画、録音又は撮影を行ってはならず、かつ、その氏名、生年月日、住所（居所）その他身分の識別に資する情報を報道し、又は記載してはならない。意思表示ができない者については、その法定代理人又は主たる介護者である最も近い親族の書面による同意を経なければならない。

介護施設は、介護サービス利用者の安全を守るために必要な範囲内において、前項の制限を受けることなく監視設備を設置することができ、あわせて、介護サービス利用者、その法定代理人又は主たる介護者である最も近い親族にそれを告知しなければならない。

第 44 条

介護施設及びその職員は、介護サービス利用者に対し適当な介護及び保護を行わなければならない。遺棄、心身虐待、蔑視、傷害、身体の自由の違法な制限又はその他の権利利益の侵害があってはならない。

第 45 条

主管機関は、苦情申立て、訴え及び調停のメカニズムを構築し、市民からの訴え及び介護サービス機関から委託を受けた争議等の事件を処理しなければならない。

第 46 条

地方主管機関は、施設宿泊型介護サービスの利用者で扶養義務者又は法定代理人のいない者について、独自に又は民間団体と連携してその介護サービスの質を監督しなければならない。介護施設はこれを拒んではならない。

第 6 章 罰則

第 47 条

介護施設が第 23 条、第 41 条第 1 項又は第 44 条の規定に違反したときは、6 万台湾ドル以上 30 万台湾ドル以下の過料に処する。

介護施設が第 23 条の規定に違反したときは、前項の規定により処罰するほか、期限までに改善するよう命ずる。期限までに改善されなかったときは、その都度処罰することができる。

許可なく介護施設を設置し、介護サービスを行った者は、前 2 項の規定により処罰するほか、廃業を命じ、その名称及び責任者氏名を公表する。

介護施設が第 44 条の規定に違反したときは、第 1 項の規定により処罰するほか、期限までに改善するよう命じる。期限までに改善されなかったときは、1 月以上 1 年以下の業務停止処分とし、業務停止期限が満了しても改善されなかったときは、その設置許可を取り消すことができる。

介護施設が第 44 条の規定に違反し、情状が重いときは、直ちにその設置許可を取り消すことができる。

第 48 条

介護施設が設置許可の基準に違反したときは、期限までに改善するよう命じなければならない。期限までに改善されなかったときは、6 万台湾ドル以上 30 万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、再度期限までに改善するよう命ずる。再度期限までに改善されなかったときは、その設置許可を取り消すことができる。

第 49 条

介護施設が第 36 条第 2 項の規定に違反したときは、3 万台湾ドル以上 15 万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに費用の超過徴収額又は無断徴収額を返還するよう命ずる。

第 50 条

次の各号に掲げる状況のいずれかであるときは、1 万台湾ドル以上 5 万台湾ドル以下の過料に処する。

- (1) 介護人員でない者が第 18 条第 1 項の規定に違反し、中央主管機関が公告した介護サービス特定項目を提供したとき。
- (2) 介護施設が第 19 条第 2 項の規定に違反し、介護人員でない者に介護サービスを提供させたとき。
- (3) 介護施設でないものが第 27 条の規定に違反して介護施設の名称を使用したとき。

第 51 条

介護施設が第 25 条第 1 項の規定に違反して、第 29 条第 2 項の各号に定める以外の広告内容又は広告内容が正しくないものを掲載又は放送したときは、1 万台湾ドル以上 5 万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに改善するよう命ずる。期限までに改善されなかったときは、その都度処罰することができる。

介護施設でないものが第 29 条第 1 項の規定に違反して介護サービスの広告を行ったときは、1 万台湾ドル以上 5 万台湾ドル以下の過料に処する。

第 52 条

介護施設が介護サービスの提供において、第 42 条の規定による書面契約を締結せず、又はその契約内容が中央主管機関が同条第 2 項に定める記載すべき及び記載してはならない事項の規定に違反したときは、期限までに改善するよう命じなければならない。期限までに改善されなかったときは、1 万台湾ドル以上 5 万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、その都度処罰することができる。

第 53 条

介護施設が次の各号に掲げる状況のいずれかであるときは、6 千台湾ドル以上 3 万台湾ドル以下の過料に処する。

- (1) 第 19 条第 3 項の規定に違反して、所属する介護人員に異動があり、期限までに所在地の主管機関に届け出なかったとき。
- (2) 第 31 条第 1 項の規定に違反して、業務責任者が故あって業務を執行できないとき、資格に適合する人員を代理に指定せず、又は代理が 30 日を超えても所在地の主管機関に届け出なかったとき。
- (3) 第 33 条の規定に違反して、必要な医療サービスの速やかな引継ぎ又は提供を受けることができる医療機関と医療サービス契約を締結しなかったとき。
- (4) 所属する介護人員が第 38 条の規定に違反して、提供した介護サービスに関する事項について記録を作成せず、又は法に従って保存しなかったとき。
- (5) 第 39 条第 1 項の規定に違反して、主管機関の評価、指導、監督、審査、検査又はサービス関係資料の提供要求を忌避し、妨害し、又は拒絶したとき。

介護施設が第 31 条第 1 項、第 33 条及び第 38 条の規定に違反したときは、前項の規定により処罰するほか、期限までに改善するよう命ずる。期限までに改善されなかったときは、1 月以上 1 年以下の業務停止処分とする。

介護施設が第39条第1項による評価を受け、不合格であったときは、期限までに改善するよう命ずる。期限までに改善されなかったときは、施設宿泊型サービスを行う介護施設は、6万台湾ドル以上30万台湾ドル以下の過料に処する。その他のサービス形式の介護施設で評価が不合格であったものは、第1項の規定により処罰する。期限までに改善されなかったときは、その都度連続して処罰することができる。情状が重いときは、1月以上1年以下の業務停止処分とすることができ、業務停止の期限が満了しても改善されなかったときは、その設置許可を取り消すことができる。

第54条

介護人員が第20条の規定に違反し、介護施設の業務責任者が第30条の規定に違反し、及び介護施設が第43条第1項の規定に違反したときは、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処し、かつ、期限までに改善するよう命ずる。期限までに改善されず、かつ情状が重いときは、1月以上1年以下の業務停止処分とする。

介護施設が第19条第1項の規定に違反して所在地の主管機関に届出を行わず、登録済の所属介護人員が介護サービスを提供したときは、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処する。

第55条

介護施設が第36条第1項及び第37条の規定に違反したときは、期限までに改善するよう命じなければならない。期限までに改善されなかったときは、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処する。

第56条

介護人員が次の各号に掲げる状況のいずれかであるときは、6千台湾ドル以上3万台湾ドル以下の過料に処し、1月以上1年以下の業務停止処分を併科することができる。情状が重いときは、あわせてその証明書を取り消すことができる。

- (1) 業務の執行において、不実記載があったとき。
- (2) 他人の介護人員証明書を借用したとき。
- (3) 第44条の規定に違反したとき。

第57条

介護施設が第64条第1項に定める訓練を受けていない個人看護者を雇用したときは、3千台湾ドル以上1万5千台湾ドル以下の過料に処する。

第58条

次の各号に掲げる状況のいずれかであるときは、3千台湾ドル以上1万5千台湾ドル以下の過料に処する。

- (1) 介護人員が第19条第1項の規定による登録手続を完了せず、介護サービスを提供したとき。
- (2) 介護人員登録証明書の有効期限が満了し、証明書の更新を完了せず、介護サービスを提供したとき。

第59条

介護施設が次の各号に掲げる状況のいずれかであるときは、その設置許可を取り消すことができる。

- (1) 管理に明らかな過失があり、情状が重く、介護サービス利用者を死傷させたとき。
- (2) 所属する介護人員による介護サービスの提供がこの法律の規定に違反し、かつ、情状が重く、また当該施設の責任に帰すべきものであるとき。

(3) 業務停止処分を受けたにも拘らず業務を停止しなかったとき。

前項第1号及び第2号における情状の認定は、主管機関が争議処理会を招集して調査しなければならず、かつ、被調査者に意見陳述の機会を与えなければならない。争議処理会の構成は、中央主管機関が定める。

第60条

この法律に定める罰則は、地方の主管機関が処罰する。

第7章 附則

第61条

この法律の施行前に、既に他の法律の規定により、この法律に定める介護サービスに従事していた者は、この法律の施行後2年の間、第18条第1項に定める制限を受けることなく、引き続き介護サービスに従事することができる。

前項の者の訓練課程、この法律施行前の課程との統一性、並びに元の証明書の書換え及び認定の基準等に関する事項は、中央主管機関が定める。

第62条

この法律の施行前に、既に他の法律の規定により、この法律に定める介護サービスに従事していた機関（組織）、法人、団体、互助組織及び事務所等（以下「介護関係施設」という。）は、この法律の施行後5年以内にこの法律の規定により介護施設設置許可を申請し、又は組織変更及び介護施設設置許可書類の書換えを完了しなければならない。期限までに許可を取得せず又は書換えを行わなかったものは、介護サービスを提供してはならない。

前項の私立施設宿泊型サービス類の介護関係施設は、第22条第1項の制限を受けることなく、元の私立施設宿泊型サービス類の介護施設の名称で前項の組織変更及び設置許可書類の書換えを行うことができる。ただし、その責任者又は介護施設の拡充、縮減、移転又は名称等の変更は、第22条第1項の規定により処理しなければならない。

介護関係施設の管理は、第1項の期限内において設置許可又は組織変更が完了するまでは、他の法律の規定に適合すべきものを除き、第18条、第19条、第23条、第39条から第45条まで及び前条の規定を準用する。違反した場合は、関係する罰則規定により処罰する。

第1項の組織変更の申請、作業及びその他遵守事項に係る規則は、中央主管機関が定める。

第63条

国軍退役軍人援護条例に基づき設置された栄誉国民の家であって、専ら退役軍人及び同居家族に介護サービスを提供するための介護施設を附設するものは、第23条、第25条及び第35条の許可・認可手続に関する規定についてこの法律を適用しないほかは、設置基準、業務責任者資格並びに介護人員訓練認証基準及び評価等は、いずれもこの法律の規定により処理しなければならない。ただし、上級主管機関の認可後30日以内に所在地の主管機関に届け出なければならない。

前項の介護施設は、第14条の規定を適用しない。

第64条

個人看護者は、中央主管機関が公告で指定する訓練を受けなければならない。

この法律の施行後初めて入国する外国人であって、障害者の家庭に雇用され介護業務に従事する者について、雇用主は、申請の上中央主管機関の定める補充訓練を受けさせることができる。

前項の補充訓練の課程内容、有料項目、申請手続及びその他遵守事項に係る規則は、中央主管機関が定める。

第 65 条

この法律の施行細則は、中央主管機関が定める。

第 66 条

この法律は、公布から 2 年後に施行する。

出典

・「長期照顧服務法」『總統府公報』7196 号, pp.2-20. <<http://www.president.gov.tw/Portals/0/Bulletins/paper/pdf/7196.pdf>>

(おかむら しがこ)